

新型コロナウイルス感染症にかかる富士市の現状について

1 感染拡大防止にかかる取組

- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中は、新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族、同僚、友人等で陽性者と濃厚接触の可能性がある方（症状の有無は問わない）もPCR検査の対象となることから、検査体制を強化するため、「富士市地域外来・検査センター」の検査実施日を「週3日」から「週4日」に変更している。
- ・新型コロナウイルス感染が急激に拡大していることから、市立小・中学校、市立高等学校及び看護専門学校に「抗原定性検査キット」を配備した。
- ・陽性患者の急増に伴いひっ迫する保健所業務の負担を軽減し、自宅療養者への支援に繋げるよう、富士保健所に保健師を派遣している。

【問合せ／保健医療課 電話 55-2739】

2 市内小・中学校及び主な施設等の対応

(1) 市内小中学校の対応

- ・児童生徒の安全確保のために、市内小中学校の夏季休業を延長した。また、小規模校を除き、9月10日まで時差式分散登校を実施している。
- ・時差式分散登校の間は、給食についても前半登校と後半登校で別々の時間を設け、感染予防対策を十分行った上で実施している。
- ・職員や児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フローを8月25日付で改訂した（別紙1）。

【問合せ／学校教育課 電話 55-2869】

(2) 学校以外の事業・施設の対応

- ・放課後児童クラブは、9月10日までの小学校での時差式分散登校期間中は、長期休業等における開所時間に準じた開所とする。保育時間中における放課後児童クラブの利用者及び支援員の分散化を図るため、小学校施設等の利用について学校と連携する。

- ・児童館、子育て支援センターは、緊急事態宣言期間中は休館とする。

【問合せ／こども未来課 電話 55-2731】

- ・保育園、幼稚園、認定こども園等は、緊急事態宣言中、家庭保育が可能な方に家庭での保育をお願いする登園自粛期間とする。

【問合せ／保育幼稚園課 電話 55-2762】

3 新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策

(1) 相談窓口

- ・事業者向けの経済支援に関する相談については、これまで新型コロナウイルス対応事業者総合窓口で対応してきたが、明日（9月8日）からオープンする富士市地域産業支援センターで引き続き対応していく。

【問合せ／産業政策課 電話 55-2952】

(2) 事業者への支援策等

- ・感染拡大の影響を受けている事業者や、事業者が実施する感染症対策の強化に関連する事業等に対する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した追加の支援策について、富士市議会9月定例会にて上程する。

【問合せ／財政課 電話 55-2725】

4 新型コロナウイルスワクチン接種事業

- ・本市では、年齢の高い順に段階的に接種券を発送しており、本日時点で40歳までの人に接種券を発送した。9月21日までに全ての対象年代に接種券を発送する予定。できる限り前倒しできるよう取組を進める。今後は、希望する人への接種を11月上旬までに終わられるよう予約枠の確保に努める。
- ・妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、妊娠後期はわずかだが重症化しやすいとされていることから、早期接種を希望する人には接種券を発送した。さらに富士市立中央病院に特別接種会場を開設し、9月前半の4日間に妊娠している人の予約枠（420人分）を設けた。

- ・小・中学校及び高校の教職員について、児童・生徒への感染拡大防止を図るため、接種を希望する教職員への接種券発送を行うとともに、富士市立中央病院にて優先接種の機会を設けた。
- ・集団接種会場でキャンセルが出た場合に接種を行うキャンセル待ちの事前登録については、若い世代の人を対象に9月10日まで募集している。
- ・帰国を希望する外国人市民からの要望に応え、ワクチンパスポートの申請にかかる書類を6か国の言語で作成した。

【問合せ／健康政策課 電話 64-9026】



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～